

鎌倉広町緑地

「森の循環を考えるサポーター」実施概要

鎌倉市の都市公園「鎌倉広町緑地(以後緑地と呼びます)」では公園内、外縁部の樹林管理によって多くの発生材（伐採した幹や枝）が出て、緑地に残置したり有料で処分場に搬出したりしています。

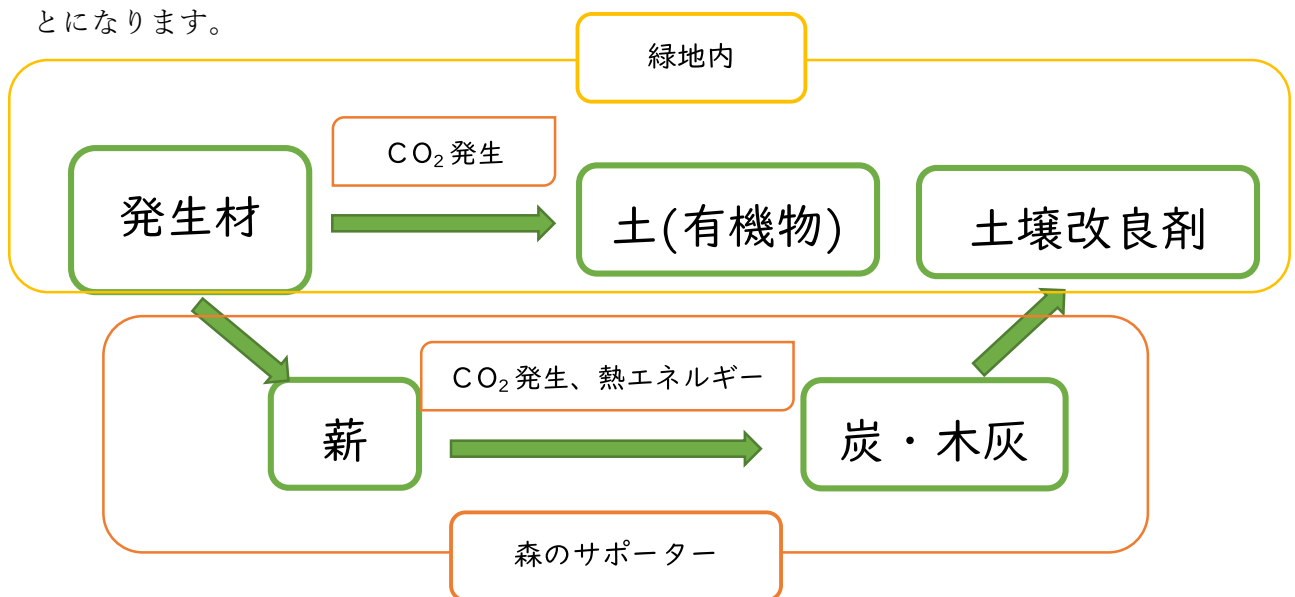
緑地に残置したものは一部ベンチの板材や園路の踏み板に活用していますが、幹や枝の曲がった広葉樹はほとんど活用されていません。これらの発生材は残置後2年ほどで分解をはじめ、十数年後には細菌による分解で土に還ってゆきます。一方残置後2年までの発生材は薪として利用することができますが、緑地内の発生材は鎌倉市の所有物であり、公園管理者が頒布または譲渡することはできません。

市民の皆様は緑地の樹林管理の現状をご理解頂き、さらに市民との協働で樹林の管理に取り組む方策として、市民の皆様より「森の循環を考えるサポーター(以後「森のサポーター」と呼びます)」を募集して次のような取り組みを実施することになりました。

- ・「森のサポーター」は広く市民の皆様より募集して、公園管理者とともに緑地内の発生材の管理をサポートします。
- ・「森のサポーター」は緑地内の発生材を薪に活用できる取り組みをサポートします。
- ・「森のサポーター」は薪を自宅等で利用して、利用後の「炭・木灰」を緑地に戻す取り組みをします。

「炭・木灰」は緑地内の畑、田んぼ、花壇等で土壌改良剤等に活用します(森の物質循環が生まれます)。

- ・「森のサポーター」は本取り組みによりSDGsの目標15「陸の豊かさを守ろう」を実践することになります。



「森の循環を考えるサポーター」募集要項

*応募方法 個別に説明会を開きますので、日時の予約をお願いします。

個別説明会の日時は火曜日、土曜日でお願いします。時間は30分程度です。

*募集時期 第1期 2022年9月末、第2期 10月末、各期末で抽選

*募集定員 各期5名程度（鎌倉市在住で18歳以上の方）

*活動日 毎月 第2~4の土曜日 午後2時間程度

*「森のサポーター」の条件

- (1) 個別説明会、振り返りへの参加、アンケートへの協力ができる方。
- (2) 具体的な活動に最低2回は参加できる方。
- (3) 配分する薪等は一人300kg程度で同意できる方。
(土嚢袋1杯で約10kgの薪が入るとして、細かな計量は行わない。)
- (4) 年度内（3月中）に、焼却した薪等から発生した炭・木灰を鎌倉広町緑地に提供できる方。
- (5) 自分で薪ストーブ・暖炉等に利用する方。
- (6) 別添同意書に同意のできる方。

*具体的な活動の内容と時期（①~④は10月~3月）

- ① スタッフとともに、園内の発生材を回収して集積場所に搬入。
- ② 手鋸、斧、充電式のこぎり等を用い、集積場所にて薪を作成。
- ③ ②で作成したものを、活動日または翌日以降に順次「森のサポーター」自身で引き取る。
- ④ 森のサポーターは薪を薪ストーブ等で焼却し、木灰は各自保管する。
但し、枝下ろし等の生木を薪にした場合は、翌年度利用の薪とする。
- ⑤ 3月末を目途に炭・木灰を管理事務所に提供する。



鎌倉広町緑地指定管理者 鎌倉広町パートナーズ(担当；望月)

0467-32-5112



森の循環を考えるサポーター制度 同意書

令和 年 月 日

氏名 _____ 印 _____

住所 鎌倉市 _____

連絡先(自宅・携帯) _____

私「森のサポーター」は以下の事項に同意します。

- (1) 私は、市から提供された薪の所有権を取得せず、また燃焼させて発生した炭や木灰は全て市に提供します。
- (2) 薪は自宅用燃料として使用するものとし、他の用途で使用しません。
- (3) 薪を燃焼させるときは単体で行うものとし、ゴミ、有毒物質を発生させる物、その他の物と一緒に燃焼させません。
- (4) 薪及びこれを燃焼させた炭・木灰は第三者に売却、譲渡、貸与をしません。
- (5) 市から提供された薪に起因して若しくはその他本件に関して損害又は費用が発生した場合、私がすべて負担することとし、市に対しては請求しません。
- (6) 市から提供を受けた薪に起因して若しくはその他本件に関して第三者に損害を与えた場合、私自らが解決を図るものとし、市及び指定管理者に負担が生じないような措置を講じます。